

重点支援地方交付金対応
井川町地域応援商品券交付事業

地域応援商品券 取扱マニュアル

井 川 町

1 商品券の概要

(1)目的

地域応援商品券

物価高騰による家計の負担増加を踏まえ、井川町内における購買活動の増進、町内事業者の活性化及び町民の生活支援を図ることを目的とする。

【商品券交付対象者】 基準日（令和7年1月1日）時点で町に住所を有する者。

(2)商品券

地域応援商品券 1人当たり10,000円 内訳 共通券1,000円×4枚 限定券500円×12枚

(3)地域応援商品券使用期間

令和7年3月1日から令和7年5月31日

(4)換金手続期間

令和7年3月1日から令和7年6月19日（換金カレンダーによる）

※ 令和7年6月6日（金）まで手続きしてください。換金手続期間終了後は、一切受付されませんので、ご注意ください。

(5)使用範囲

- ①1,000円券は、すべての取扱店で使用可能です。
- ②500円券は、取扱店のうち、飲食店、直売所、燃料店に限ります。
- ③使用できないもの
 1. 金券、商品券、図書カード、切手、プリペイドカードなどの購入
 2. 国又は地方公共団体への支払い（税金、電気、ガス、水道など）
 3. たばこの購入
 4. 自らの事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れなど
 5. その他公序良俗に反するもの

2 商品券を受け取った際の流れ

(1)取扱店は、商品券を提示された場合、以下の処理を行ってください。

- ①見本の商品券と照合し、相違がないことを確認する。

※偽造券を発見した際は、受け取りを拒否し、直ちに井川町役場に連絡してください。
- ②未使用券であるかの確認をする。
- ③枚数の確認をする。
- ④再流通を防止するため、商品券裏面に取扱店名を記入してください。
(ゴム印可)

(2)留意点

- ①商品券と現金の交換は不可。
- ②釣銭は出ない。
- ③期限（令和7年5月31日）を過ぎた商品券は無効。
- ④商品券が3分の1以上破損したものについては、取り扱いができないものとし、速やかに役場へ連絡するよう使用者へ伝えてください。
- ⑤自らの事業活動には使用しないでください。

3 商品券の換金手続きについて

(1)換金方法 口座振込

(2)手続き 総務課へ

「地域応援商品券精算報告書兼請求書」へ必要事項を記入の上、使用済みの「商品券」と一緒に、役場総務課へ提出してください。

(3)換金手数料

負担なし

(4)請求書締切日

振込日の9営業日前を請求書の提出締切日としています。
詳しくは換金カレンダーをご覧ください。

(5)口座振込日

毎月10日、22日、月末に振り込みます。振込日が休日の場合は、翌営業日となります。
詳しくは換金カレンダーをご覧ください。

4 配布物

	配布物名	使用方法
①	「地域応援商品券」 取扱マニュアル	商品券の取り扱いについて記載されております。事業開始前によく読んでいただきますようお願い申し上げます。
②	特定事業者登録証明書	当該商品券の取り扱い者である証明書提示を求められる場合があります。
③	商品券見本	偽造券でないか確認用
④	商品券見本ステッカー	レジ横など、お客様から見える位置に貼ってください。
⑤	商品券取扱表示ポスター	お客様から見える位置に貼ってください。
⑥	地域応援商品券 精算報告書兼請求書	請求書締切日までに役場総務課へ提出してください。
⑦	換金カレンダー	請求書締切日、支払日、口座振込日を確認してください。
⑧	取扱店一覧	対象者へ周知しますので、事業所名、電話番号等を確認いただき、変更ありましたら早めに連絡ください。

※②～⑧は、取扱店確定後、後日お配りいたします。

井川町役場 産業課 産業振興班 電話 0 1 8 - 8 7 4 - 4 4 1 8